



一般社団法人 千葉県社会福祉士会

2020 年度事業計画

1. 基本活動方針

2019年12月26日「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめが公表されました。包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について議論を重ねてきたものです。今後、「断らない相談支援」を中核にして包括的な支援体制を構築するための取り組みがそれぞれの地域で求められてきます。

2019年度、千葉県内の多くの地域が被災しました。台風や大雨とその後の停電などで多くの方が困難な生活を続けることになりました。私たち千葉県社会福祉士会では、被災されたいくつかの地域で復興のお手伝いをさせていただきました。その中で弱い立場に置かれている方に困難が継続して被さっている現実を目の当たりにしました。有事の時にこそ日頃から培っている関係が生きてくることを体感しました。

千葉県社会福祉士会は発足以来、日常生活や介護のことなど、生活の困りごとが起きたときに「福祉の道案内役」として県民の皆様役に役立ててもらえるよう、活動しています。

社会福祉士はソーシャルワークの定義に沿った活動が出来ているのか研鑽します。それを皆で共有する機会を持ちたいと思います。司法や医療、教育等の他分野との協働をさらに進め、会員内外の方の思いを組み入れた活動が出来るように努めます。

2. 2020年度重点事業内容

- I. 災害時に必要な支援を整理して日頃の連携を構築する。
- II. 地域共生社会の構築と断らない相談支援のあり方を研究する。
- III. 社会福祉士が行うソーシャルワーク実践の現状と課題について検討する。
- IV. 司法、教育、医療等の他分野と協働での活動を進める。
- V. 会員相互の更なるつながりと 本会の活性化・発展を図る為の場所や機会を積極的に提供する。
- VI. 成年後見制度の適正な利用について会として関与する。

3. 各委員会・部会

(1) 総務委員会

① 企画部会

ア 地域集会の活性化

- ・地域集会は、県内各地区における社会福祉士及び福祉職従事者などとの交流を図るとともに、会員及び会員外からも本会の活動に対する意見を広く募るなどして、会の活性化に繋げることを目的とし開催回数の増加に努める。
- ・拡大地域集会を開催し、世話人の交流、情報交換の場を設ける。さらに、その場へ、新たにネットワーク作りを志す人材の参加を呼びかけ、地域集会を一緒に企画する人材確保を後押しする。

実施時期：事業年度を通じて開催

地域集会は 昨年度から会場費、講師料の他、印刷費にも補助が支出されることが決定されている。

今年度は、これらの補助を活用して、社会福祉士のスキルアップの場を広く周知し、会員に限らず福祉関係者の参加も積極的に募り、他職種とも交流することで地域共生社会の実現を目指す。

イ 組織強化のための活動として他の職能団体との協働を研究

・ソーシャルワーカー3団体共同事業

一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会・一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会と、研修の共催や他の活動を通して更なる連携の強化に努める。

・福祉と司法の千葉県連絡協議会

千葉県弁護士会、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会、一般社団法人千葉県臨床心理士会の4団体と一緒に、2017年11月から「福祉と司法の千葉県連絡協議会」を組織し、福祉と司法の助言や指導等が必要な方への支援と、そのために必要な情報の集約と発信を行う。

② 広報部会

・機関紙『点と線』の発行

年3回発行とし 会員発表の場も包含し内容を充実させる。

特集として普遍的なテーマもしくは時勢の変化に対応したトピックスを取り上げ、会員、県内の社会福祉士及び連携すべき専門職の活動を紹介する。

印刷部数：各3,000部 電子メールでの配信も実施

発送先：会員のほか 行政、千葉県内の社会福祉士養成校・社会福祉施設等に発送

本会の研修事業などと連携し会員外への配布の機会を増やす。

購読費：会員は会費に含まれる。行政、社会福祉施設、県民への社会福祉士のPRのための配布分は無料とする。

・ホームページの更新（随時）

対象者：県民及び会員 社会福祉士試験の受験資格者等

内容：本会の活動情報 社会福祉士求人情報 その他社会福祉に関連する有益な情報の提供

(2) 総合相談委員会

総合相談委員会では千葉県から委託されている事業を中心に活動しているが、会として担うべき見えない要請に応じるべき活動を模索し、実行していく。

その第一歩として、千葉県から受託している高齢者虐待防止対策研修及び高齢者虐待対応現認者標準研修カリキュラムの大幅な変更である。今までの研修は、虐待対応時の帳票の使い方に重点があった。しかし、各市町村で独自の帳票を用いているところも多い。また、参加者からは「虐待が起きたらどう動けば良いのか」「虐待が起きる前にできることがあるのではないか。そのための地域づくりはどうしたら良いのか」など、現場ならではの苦しみの声が聞かれた。こうしたことを鑑みて、支援の最前線にある地域包括支援センターや行政職員が真に学べる研修へと変遷していく。

また、委員会運営において、恒常的にマンパワーが不足しており、今後も協力者の確保が継続した重点項目である。それには、本委員会が何のために存在しているのか、何をすれば良いかなど、ビジョンやミッションの再設定が必要である。研修の運営をしながらも、皆で集まり語り合う機会を作っていきたい。こうした集まりの中から、研修会の講師を担ってもらえる人材の発掘、育成をし、マンパワーの確保と質の維持、向上を図る。

① 地域包括支援部会

- ア 高齢者虐待防止対策研修および高齢者虐待対応現任者標準研修事業（受託事業）
対象者：市町村職員、地域包括支援センター職員、中核地域生活支援センター職員等
内容：千葉県および日本社会福祉士会から受託し、地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う。
- イ 高齢者虐待対応専門職チームへの参加（受託事業）
千葉県から受託し、千葉県弁護士会と協働して、市町村や地域包括支援センター等からの要請に応じて高齢者虐待対応の支援を行う。
- ウ 子どもに関する取り組み
こども食堂全国ツアーから端を発し、千葉県社会福祉士会として「支援の包括的な取り組み」を見据え、児童福祉に関係する事業への取り組みを強化したい。導入として、児童福祉に興味のある会員との話し合いを持ち、何が必要なのか、会として何ができるのかを検討する機会を設ける。

② 相談事業部会

- ア 無料相談事業（県民対象）
対象者：一般県民
開催場所：県内各地域（年1回程度）
内容：各種福祉サービスの利用に関する相談
- イ 無料相談事業（学生等対象）
対象者：福祉系大学の学生及び福祉施設での勤務希望者
開催場所：福祉のしごと就職フェア会場・福祉のしごと就職ガイダンス会場等
開催回数：年2回程度
内容：福祉施設等への就職に関する相談、社会福祉士国家資格取得に関する相談

(3) 研修委員会

- ① 地域貢献事業 研究大会（県民公開講座）
実施時期：2020年6月頃（総会に併せ実施）
対象者：県民及び保健・福祉・医療等関係者 会員等

- ② 基礎研修（日本社会福祉士会 委託事業）

- ア 基礎研修Ⅰ
実施時期：2020年5月～2021年3月（申込日程、課題提出期間も含む）
講義及び演習：集合研修①② 2日間
- イ 基礎研修Ⅱ
実施時期：2020年5月～2021年3月（申込日程、課題提出期間も含む）
講義及び演習：集合研修 10日間
- ウ 基礎研修Ⅲ
実施時期：2020年5月～2021年3月（申込日程、課題提出期間も含む）
講義及び演習：集合研修 10日間
※日本社会福祉士会監修による基礎研修プログラムはⅠ、Ⅱ、Ⅲ合わせて一つと考える

③ 社会福祉士実習指導者の養成

社会福祉士実習指導者講習会

実施時期：2020 年 11 月中旬頃（2020 年 6～7 月頃にチラシ配布）

定員：48 名（非会員者も含む）

内容：実習指導者の育成を図り、会員同士の交流と専門家としての質の向上を図る。

実習指導者としての更なる高みを学び、自己研鑽を図ることを目的とする。

④ 社会福祉士取得支援（国家試験受験対策）事業

ア 淑徳大学講師派遣

淑徳大学正課カリキュラム「卒後教育と人間開発」（4 年生対象）

実施時期：2020 年 5 月～2021 年 1 月頃

内容：4 年生が就職後予想される多種多様な支援事例を説明・解説し、最新の支援方法を学ぶ目的にて、各分野に精通した講師を 24 回派遣する。

イ 和洋女子大学 キャリアアップ講座

実施時期：2020 年 9 月～12 月頃

内容：国家試験受験対策講座として全 19 回講師を派遣予定

ウ 民間企業との協働により インターネットを利用した受験者支援システムを展開

国家試験解答解説も併せて実施する。

実施期間：2020 年 9 月～2021 年 3 月

⑤ 独自研修事業

ア グループソーシャルワーク研修会

〔社会福祉士が関わるグループディスカッション研修技術を学ぼう〕

実施時期：2020 年 9 月～2021 年 3 月頃 年 1 回（申し込み開始期間も含む）

定員：50 名（非会員も参加可能）

実施回数：年 1 回 開催（講義、グループワーク）

内容：会議の展開を学ぶと同時に気づきや注意点、更にファシリテーター体験を通して専門職としての質の向上を目的とする。

イ この指と～まれ（社会福祉士に興味がある方すべて対象）

実施時期：2020 年 5 月～2021 年 2 月の間 年 1 回（申し込み開始期間含む）

定員：50 名（非会員も興味だけある方も参加可能）

実施回数：年 1 回開催

内容：社会福祉士はどんなところで働いているのか？グループワークを行いながら、社会福祉士の専門家としてのやりがいや楽しみを共有する研修を開催する。

(4) 権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会

権利擁護センターぱあとなあ千葉は、社会福祉の援助を必要としている人々の生活と権利を擁護する活動として、成年後見制度における成年後見人等の受任要請に応える体制づくり、制度に関する普及・啓発活動、権利擁護に関する相談事業、調査研究活動などを行う。

① 受任要請に応える体制づくり

ぱあとなあ千葉は、家庭裁判所や自治体からの後見人候補者推薦依頼に対し、福祉専門職団体と

して積極的に応えてきた歴史があり、今後も推薦者として、社会福祉士に期待される適切な後見活動が遂行できるよう登録員の知識・技能及び倫理意識の維持・向上にむけた取り組みを行い、専門職後見人としての社会的信頼を高めるよう努める。

ア 研修部会

成年後見人等候補者の養成、ばあとなあ千葉登録員・準登録員や一般向けの研修の実施

- ・必須登録員研修

実施回数：年 3 回（6 月、8 月、11 月）

内容：後見活動に必須な事柄について基本的事項を学び、1 日研修を年 3 回行い、最低 1 回の参加を義務とする。

- ・レベルアップ研修

実施回数：年 2 回（7 月、12 月）

内容：3 年以上後見人としての経験を積んだ受任者を対象とするレベルアップのための研修。

- ・ばあとなあ千葉サポート

実施回数：年 9 回

内容：経験が浅い受任者の支援を目的として、未受任及び初めて受任してから満 3 年未満の登録員を対象に、年 4 回以上の参加を義務とする。終了後の「個別相談」では個別具体的に相談・支援していく。

- ・名簿登録研修

実施回数：年 1 回（11 月）

内容：成年後見人材育成研修（委託研修）修了者のうちばあとなあ名簿登録希望者を対象とし、成年後見人等として活動を開始する時に必要な知識・技術の習得等を中心に年 1 回開催する。

- ・支援者のための成年後見活用講座

実施回数：年 1 回（9 月）

内容：成年後見制度の一層の活用を図るため、県内の福祉関係者一般を対象として、成年後見制度の基本的な理解と実践的知識の習得を目指して 2 日間コースで開講する。

- ・テーマ別弁護士との事例検討会

実施回数：年 9 回

内容：受任中の登録員の支援を目的として、後見等活動における法的な課題について、事例を通して弁護士と参加者で検討、スキルアップに繋げていく勉強会を開催する。

イ コーディネート部会

- ・コーディネート会議やクラウドシステムを活用して、家庭裁判所だけでなく市区町村・地域包括支援センター等に対して候補者を推薦する。

- ・電話相談担当者が電話やメールの相談を行い、要請があれば担当者を相談者へ派遣する。

- ・受任者からの相談を受け、必要に応じて同行訪問を実施するなど受任者支援を行う。

- ・家庭裁判所からの後見人等推薦依頼書等の保管、閲覧等における個人情報保護、情報漏洩防止及び作業の効率化のため、クラウドシステムの活用を進める。

- ・経験の浅い受任者や後見活動の遂行に支障をきたした受任者等に対するサポート体制の取り組みについて強化をはかる。

ウ 業務管理部会

- ・年 1 回提出された活動報告書の精査を行い、経験の浅い受任者、多数受任者、サポートの必要な

受任者、希望者等との面談（6月～9月）を行い、活動状況について相談・助言など支援していく。

- ・質の高い家庭裁判所への報告書が提出できるように、必須登録員研修や「ぱあとなあ千葉サポート」において、指導を行う。
- ・登録員の研修参加の有無、活動報告書の提出とその内容、名簿登録時の提出書類など、家庭裁判所への推薦に係る事項を確認し、個別のサポートに力を入れていく。
- ・法人後見に係わる体制整備や法人監査などの業務を担う。
- ・活動報告書等の保管、読み込み作業時等における個人情報保護、情報漏洩防止及び作業の効率化のためクラウドシステムの活用を進める。

エ リスクマネジメント部会

- ・成年後見人等の活動において共通する課題（リスク）への対応について、調査・対応策の検討等に関する業務を行う。
- ・個人情報保護、情報漏洩防止の観点から、ぱあとなあ千葉の運営及び登録員の活動の在り方を再確認し、業務の適正化に向け、新たなガイドライン作成等を行う。

② 成年後見制度の普及・啓発

社会福祉の援助を必要としている人々や判断能力が不十分な人々の生活や権利を守るための活動として成年後見人等の育成、権利擁護に関する相談事業（電話相談・訪問相談）を引き続き実施していく。

ア 成年後見人材育成研修（認証研修）、名簿登録研修

実施時期：7月～11月

内容：成年後見人材育成研修は、成年後見人として受任することを目的とせず、成年後見制度に関する必要な知識を学ぶ。また、名簿登録研修は「権利擁護センターぱあとなあ千葉」後見人候補者名簿に登録し、受任できる会員を養成する。

イ 電話相談・訪問相談

実施回数：毎週2回（火曜日、木曜日） 10時～16時

内容：成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問や問い合わせ等に、専門職後見人が専門的知識及び識見をもって応えることにより、成年後見制度の周知・普及・発展に寄与する。

ウ 市民後見人育成等の支援

各自治体、地域包括支援センター、地域住民等から各講座への講師派遣要請に対して支援を行う。

③ 課題への取組み

ア 無報酬・低報酬の事案について

- ・被後見人等の保有資産が極めて少なく、また、市町村の「成年後見制度利用支援事業」が利用できないなどのため、無報酬もしくは低報酬とならざるを得ない事案について助成の実施、在り方、財源の確保などについて制度や整備の見直しを引き続きおこなう。
- また、市町村等に「成年後見制度利用支援事業等の整備・拡充」を働きかけていく。

イ 未成年後見

- ・アンケート調査を検討し、研修内容や未成年後見などの要望や実情の把握に努める。
- ・未成年後見と成年後見の基本的な差異や内容の違いなど必要な研修を実施し、未成年後見受任

候補者の育成を進める。

ウ 成年後見制度利用促進法

- ・基本理念では、成年後見制度の3つの理念の明文化が図られ、身上監護の重要性が明確になり国と地方公共団体に成年後見制度の利用促進についての責務があることが明記された。
- ・後見人の職務の重点は財産管理にあるという今までの認識から、後見人の職務の中核は本人の身上監護にあるとする認識を普及させるため、関係機関連絡会などで家庭裁判所・地方公共団体に働きかけを行う。
- ・保有資産の多寡や申立人の有無を問わず「必要な人が必要な時に利用できる制度」実現のために、行政による成年後見制度全体に対する公的な支援システムの拡充に向け、他団体とも連携して公的機関、関係団体へ要望書の提出など推進活動を行う。

エ 他団体との連携

- ・弁護士会、司法書士会、その他関係団体と連携を図り、研修会の共同企画や連絡会を設け、権利擁護をはじめ成年後見制度の課題などを協働で検討する。

オ ばあとなあ千葉の活動が、継続的・発展的におこなえる基盤整備を検討する

- ・社会福祉士会の組織構成（運営委員会・各部会など）をはじめ勤務内容（勤務型・独立型）の特性を生かせる環境や活動の場を確保するため、会費等（名簿登録料・負担金など）の見直しを引き続きおこなう。
- ・ばあとなあ千葉の活動や会員が安心して活動に取り組めるように、各種の規則・報告書などの内容を検討して、整備を図る。

④ その他

- ・登録員に対する広報活動として「ばあとなあ千葉ニュース」を年4回発行
- ・「ばあとなあ千葉」全体会の開催（開催時期：2020年3月予定、状況報告・方針提示・意見の吸い上げ・質問、疑問への回答）
- ・専門職後見人として、期待される「独立型社会福祉士」の「経営・運営・育成」を研究していく。
- ・苦情相談に対応し迅速な解決に努める。
- ・法人後見の受任（成年後見人等・成年後見監督人等の受任の検討）
特に組織的対応が必要なケースに関して、法人として成年後見を受任する。
- ・後見人等候補者推薦依頼の取り組みとして、オンライン化や地域集会活動を検討する。
- ・パンフレット及び出版物の発行。
- ・運営委員会（原則8回）及び部会（随時）で課題の検討等行う。
- ・ばあとなあ千葉「登録員のしおり」を整備して登録員へ配布する。

(5) 司法福祉委員会

司法福祉委員会は、罪を犯した障害者または高齢者等に対して、刑事司法における福祉的支援を行うことで更生支援に携わり、障害者・高齢者の人権擁護と共に犯罪防止と地域の治安の維持に寄与する。その実践者として刑事司法ソーシャルワーカーを養成し、学習会や事例検討による実践理論の探求、そして法制度の実施情報の場を提供する。

① 委員会の開催等

定期的な委員会において、課題を建設的に検討・解決する。
メーリングリストにより委員の情報共有を図る。

② 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の開催

実施時期：7月の土日開催予定 定員 40名

内容：司法福祉に関心のある会員に対し、研修等を通じて 制度政策に関して理解を深める機会を増やす「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」（認定社会福祉士認証・認定機構 認証研修）の開催を継続する。

③ 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」の開催

実施時期：10月の土日開催予定 定員 40名

内容：実践的な研修として「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」（認定社会福祉士認証・認定機構 認証研修）を行い 更なる司法福祉の実践理論の構築を会員に提供する。
修了者は刑事司法ソーシャルワーカーとして登録することによって活躍していく。

④ 学習会の開催

実施回数：年間3回予定

内容：委員の分析力と実践力を高めるとともに 司法福祉に関して広く情報を発信していく。民法や刑法の改正等に関する最新情報や関連機関の現状を知る。

⑤ マッチング支援事業

内容：刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）修了者を登録員として登録し、弁護士会からの要請に応じて登録員を推薦する。必要に応じ、当該登録員にアドバイスを行う等の体制を整える実践を積み重ね、刑事司法ソーシャルワークの実践力を強化する。

罪を犯した高齢者や障害者の権利を擁護する福祉的支援につなげていくことで、社会福祉士の専門性を活かし社会に貢献していく。

千葉県弁護士会刑事弁護センターとの連携協議を定期的に開催し、事業の検証や情報交換を行う。

(6) 千葉県社会福祉士会災害対策委員会

① 災害支援体制の整備

- ・「千葉県社会福祉士会大規模災害対応ガイドライン」により、県内、県外における災害が発生した場合には、社会福祉士としての社会的使命に鑑み、社会福祉士会として被災地支援を適切に行う。そのため、災害対策委員会としては日頃から準備活動を行い、会員の意識の啓発に努めるとともに、情報の共有をはかる。なお、災害支援の要請に応じて被災地に派遣され、災害支援活動に従事した会員等には、旅費及び活動費の補助を行う。
- ・ガイドラインに基づく「被災地支援活動協力員名簿」を更新したところであり、災害発生時に即応できる体制を整える。
- ・2019年9月、10月の台風15号、19号及び豪雨による県内各地域の甚大な被害に対して、各地域からの支援要請に対し支援活動を行ったところである。これまでは県外被災地に対する支援活動が主であったが、今回の身近な地域での支援活動をふまえ、その経験の蓄積、今回の支援活動の検証等のため、支援活動参加者、被災地支援活動協力員名簿登載者及び関係者による「災害対

策学習会」(仮称)を開催する。

- ・災害時にソーシャルワーカー専門職としての役割や災害時の事例等を学ぶため「災害対策研修会」を開催する。

② 他団体との連携

- ・災害時の対応についての知識を深めるため、日本社会福祉士会及び他団体が実施する研修等に積極的に参加する。
- ・千葉県災害ボランティアセンター連絡会に加入しており、加入関係団体との連携に努めると共に、9 都県市合同防災訓練、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等に積極的に参加し、災害時における活動ノウハウを共有するように努める。
- ・千葉県災害復興支援士業ネットワークに参画し、災害時に専門職間で連携して活動していく。
- ・関東甲信越ブロックの社会福祉士会による災害連携会議に参画し、日本社会福祉士会を含めた情報共有をはかり、災害発生時の連携協力を推進する。
- ・厚生労働省の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(2018 年 5 月)に基づき、各都道府県において、災害福祉支援のネットワークの構築など災害時の福祉支援体制の整備が行われることになっており、福祉職能団体も参画を求められることから、千葉県社会福祉士会も当会の使命として積極的に関与していく。

(7) その他

① 千葉県社会福祉士会倫理委員会

会員による倫理綱領違反等が疑われる事案が発生した場合、本会として主体的に苦情対応に取り組める倫理規定を整備し、新設された倫理委員会のもと、本会に所属する社会福祉士の倫理及び資質の向上に努めていく。

② 社会福祉士ささえあい制度配分委員会

各委員会からの代表者により構成された理事会とは独立した組織であり、負担金および寄付金(通称「社会福祉士ささえあい制度」)について、各委員会の要望を確認し、配分項目に適正な内容かどうか厳密に審議し、第一次、第二次配分と年二回(原則)に分けて審査、配分する。

③ 松戸市居住の安定確保支援事業業務受託

2016 年度から松戸市より委託を受けている本事業も 4 年目に入り、市内、市外の無料低額宿泊所等に入所している生活保護受給者に対しての支援を積極的に進めている。

業務内容は、長期にわたって無料低額宿泊所等に入所している状態にある生活保護受給者を対象に、民間賃貸住宅または社会福祉法に規定する事業を行うための施設等への入所を促進するとともに、入居した後も地域で安定した生活を維持し円滑に定着できるよう継続して支援し、自立を促すことにある。人員は 松戸市役所生活支援課内に常勤と非常勤の居宅移行支援員各 1 名の計 2 名を配置し、関係機関と連携しながら日々相談支援業務にあたっている。特にここ数年は市内の大規模無料低額宿泊所との業務の連携が良好であることが事業の進捗に寄与している。対象者はホームレスであった者や高齢者、障害者、未就労の生活保護受給者など多種多様となっている。2020 年度も支援目標数である年間 18 名以上の転居を目指し、事業受託を継続していく。

想定委託期間 : 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

想定委託金額 : 13,000,000 円

2020年度収支予算書

科目			2019予算			2020予算		
大項目	中項目	小項目	(収入)	(支出)	収入－支出	(収入)	(支出)	収入－支出
1	会費		25,548,000	8,230,000	17,318,000	26,973,000	8,316,000	18,657,000
	1	会費	22,818,000	7,857,000	14,961,000	23,743,000	7,875,000	15,868,000
	1	正会員	22,800,000	7,857,000	14,943,000	23,725,000	7,875,000	15,850,000
	2	準会員	6,000	0	6,000	6,000	0	6,000
	3	賛助会員	12,000	0	12,000	12,000	0	12,000
	4	負担金	0	0	0	0	0	0
	5	入会金	0	0	0	0	0	0
2		ばあとなあ登録料	2,730,000	373,000	2,357,000	3,230,000	441,000	2,789,000
	1	ばあとなあ名簿登録料	2,650,000	373,000	2,277,000	3,150,000	441,000	2,709,000
	2	ばあとなあ準会員登録料	80,000	0	80,000	80,000	0	80,000
2	事業費		28,745,000	26,820,000	1,925,000	28,015,000	27,631,000	384,000
	1	総務事業	0	1,304,000	△ 1,304,000	0	1,269,000	△ 1,269,000
	1	企画部会運営費	0	19,000	△ 19,000	0	32,000	△ 32,000
	2	三団体協働事業費	0	45,000	△ 45,000	0	60,000	△ 60,000
	3	福祉人材定着対策費	0	150,000	△ 150,000	0	260,000	△ 260,000
	6	広報誌作成費	0	1,058,000	△ 1,058,000	0	780,000	△ 780,000
	8	広報部会運営費	0	20,000	△ 20,000	0	131,000	△ 131,000
	9	WEB維持管理費	0	12,000	△ 12,000	0	6,000	△ 6,000
	2	総合相談事業	1,482,000	982,000	500,000	1,462,000	1,307,000	155,000
	1	総合相談委員会運営費	0	1,000	△ 1,000	0	54,000	△ 54,000
	2	高齢者虐待防止対策研修会(県事業)	1,342,000	930,000	412,000	1,342,000	1,065,000	277,000
	3	高齢者虐待対応専門職チーム	140,000	50,000	90,000	120,000	120,000	0
	4	無料相談事業	0	0	0	0	38,000	△ 38,000
	5	こどもに関する取組	0	1,000	△ 1,000	0	30,000	△ 30,000
	6	千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂事業	0	0	0	0	0	0
	3	研修事業	9,776,000	6,388,000	3,388,000	8,721,000	5,361,000	3,360,000
	1	研修委員会運営費	0	348,000	△ 348,000	0	347,000	△ 347,000
	2	県民公開講座(研究大会・総会)	0	82,000	△ 82,000	0	53,000	△ 53,000
	3	基礎研修Ⅰ	300,000	299,000	1,000	300,000	380,000	△ 80,000
	4	基礎研修Ⅱ	2,500,000	1,278,000	1,222,000	2,500,000	1,077,000	1,423,000
	5	基礎研修Ⅲ	2,500,000	1,742,000	758,000	2,500,000	1,223,000	1,277,000
	6	ジェイシー教育研究所web模試 問題作成	1,430,000	1,024,000	406,000	1,391,000	1,070,000	321,000
	7	社会福祉士取得支援講座(大学等)	1,300,000	647,000	653,000	700,000	324,000	376,000
	8	実習指導者講習会	625,000	330,000	295,000	600,000	408,000	192,000
	10	淑徳大学講師派遣	480,000	287,000	193,000	480,000	305,000	175,000
	12	社会福祉士ワンアップ研修(基礎研修終了者)	1,000	1,000	0			0
	13	社会福祉士ファシリテーター研修	0	0	0			0
	14	グループワーク研修	290,000	130,000	160,000	200,000	129,000	71,000
	15	ケアマネジメント研修	200,000	140,000	60,000			0
	16	先輩SWへの学び研修	150,000	80,000	70,000	50,000	45,000	5,000

科目			2019予算			2020予算		
大項目	中項目	小項目	(収入)	(支出)	収入－支出	(収入)	(支出)	収入－支出
4	ばあとなあ千葉運営事業		2,846,000	4,286,000	△ 1,440,000	3,126,000	5,382,000	△ 2,256,000
	1	ばあとなあ委員会運営費	0	241,000	△ 241,000	0	444,000	△ 444,000
	2	部会交通費	0	90,000	△ 90,000			0
	3	相談事業	0	408,000	△ 408,000	0	403,000	△ 403,000
	4	成年後見制度活用講座	300,000	180,000	120,000	300,000	191,000	109,000
	5	成年後見人材育成研修(委託研修)	1,375,000	403,000	972,000	1,500,000	581,000	919,000
	6	法人後見事業	216,000	199,000	17,000	216,000	251,000	△ 35,000
	7	活動報告書読み込み作業	0	440,000	△ 440,000	0	612,000	△ 612,000
	9	渉外・広報活動	0	97,000	△ 97,000	0	220,000	△ 220,000
	10	受任者面接	0	239,000	△ 239,000	0	245,000	△ 245,000
	11	ばあとなあ千葉ニュース	0	161,000	△ 161,000	0	192,000	△ 192,000
	12	コーディネート会議	0	662,000	△ 662,000	0	1,053,000	△ 1,053,000
	13	名簿登録研修	0	0	0	180,000	163,000	17,000
	14	必須登録員研修	250,000	225,000	25,000	270,000	291,000	△ 21,000
	15	千葉サポート	314,000	200,000	114,000	250,000	215,000	35,000
	16	レベルアップ研修	120,000	105,000	15,000	120,000	100,000	20,000
	17	家裁事務報告書指導	0	1,000	△ 1,000			0
	18	テーマ別弁護士との事例検討会	270,000	243,000	27,000	180,000	179,000	1,000
	19	独立型社会福祉士事業サポート	1,000	1,000	0	30,000	30,000	0
	20	関東甲信越ブロック連絡会	0	69,000	△ 69,000			0
	21	ばあとなあ千葉全大会	0	22,000	△ 22,000	0	39,000	△ 39,000
	22	個人情報保護 相談委託業務	0	300,000	△ 300,000			0
	23	リスクマネジメント部会				0	96,000	△ 96,000
	24	【2020新規】未成年後見				80,000	77,000	3,000
5	司法福祉		1,414,000	676,000	738,000	1,309,000	596,000	713,000
	1	司法福祉委員会運営費	279,000	271,000	8,000	0	90,000	△ 90,000
	2	司法福祉学習会	10,000	30,000	△ 20,000	49,000	45,000	4,000
	3	刑事司法SW養成講座(基礎)	600,000	168,000	432,000	600,000	194,000	406,000
	4	刑事司法SW養成講座(応用編)	525,000	157,000	368,000	600,000	207,000	393,000
	5	マッチング支援	0	50,000	△ 50,000	60,000	60,000	0
6	災害対策		0	530,000	△ 530,000	170,000	304,000	△ 134,000
	1	千葉県社会福祉士会災害対策委員会	0	530,000	△ 530,000	0	90,000	△ 90,000
	2	災害対策研修	0	0	0	170,000	214,000	△ 44,000
7	その他		13,227,000	12,654,000	573,000	13,227,000	13,412,000	△ 185,000
	1	千葉県社会福祉士会倫理委員会	0	100,000	△ 100,000		400,000	△ 400,000
	2	社会福祉士ささえあい制度配分委員会	0	5,000	△ 5,000	0	72,000	△ 72,000
	3	選挙管理委員会	0	100,000	△ 100,000	0	0	0
	4	法人監査業務委員会	0	100,000	△ 100,000	0	87,000	△ 87,000
	5	居住確保支援事業	13,000,000	11,796,000	1,204,000	13,000,000	12,300,000	700,000
	6	千葉県生涯研修センター	0	36,000	△ 36,000	0	36,000	△ 36,000
	7	社会福祉士会活性化事業	100,000	400,000	△ 300,000	100,000	400,000	△ 300,000
	8	講師派遣事業	127,000	117,000	10,000	127,000	117,000	10,000

科目			2019予算			2020予算		
大項目	中項目	小項目	(収入)	(支出)	収入－支出	(収入)	(支出)	収入－支出
3 事務費			0	18,557,000	△ 18,557,000	0	21,174,000	△ 21,174,000
	1	消耗品費	0	500,000	△ 500,000	0	700,000	△ 700,000
	2	印刷製本費	0	700,000	△ 700,000	0	713,000	△ 713,000
	3	通信費	0	1,260,000	△ 1,260,000	0	1,100,000	△ 1,100,000
	4	慶弔費	0	30,000	△ 30,000	0	30,000	△ 30,000
	5	賞金等	0	11,800,000	△ 11,800,000	0	12,700,000	△ 12,700,000
	6	法定福利費				0	1,500,000	△ 1,500,000
	7	水道光熱費	0	1,840,000	△ 1,840,000	0	140,000	△ 140,000
	8	賃借料					1,750,000	△ 1,750,000
	9	委託料	0	732,000	△ 732,000	0	850,000	△ 850,000
	10	役員報酬	0	805,000	△ 805,000	0	900,000	△ 900,000
	11	役員旅費	0	300,000	△ 300,000	0	350,000	△ 350,000
	12	役員選挙事務費	0	250,000	△ 250,000	0	0	0
	13	保険料	0	40,000	△ 40,000	0	41,000	△ 41,000
	14	会議費	0	300,000	△ 300,000	0	50,000	△ 50,000
	15	諸会費					50,000	△ 50,000
	16	雑費					300,000	△ 300,000
4 助成金			0	0	0	0	0	0
5 寄付金			50,000	0	50,000	50,000	0	50,000
6 繰越金			0	0	0	0	0	0
7 雑収入			300,000	0	300,000	300,000	0	300,000
8 租税公課			0	884,000	△ 884,000	0	700,000	△ 700,000
9 敷金支出			0	0	0	0	0	0
10 予備費			0	0	0	0	1,000,000	△ 1,000,000
11 配分金			0	600,000	△ 600,000	0	600,000	△ 600,000
総計			54,643,000	55,091,000	△ 448,000	55,338,000	59,421,000	△ 4,083,000